

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1348	13482010	○水質保全、土壌汚染防止、森林保護など農林水産業と密接に関連する環境行政の権限を国から「関西州(産業再生)特区」の組織に移譲すること。	○「関西州(産業再生)特区」において、環境行政と農林水産行政を一体的に進め、関西の自然資源を保全・活用しつつ、研究開発を重点化して特色ある商品を生み出し、関西の農林水産業の国際競争力を強化する。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、かつ関西全体の活性化のためには都市部の発展だけではなく、農村部や漁村部の産業振興を図ることが重要である。関西の有する豊かな自然環境と試験研究機関の集積を最大限に活用し、国際競争力のある農林水産業を創出・育成することにより、都市部のみならず関西全体が自立した地域となることをめざす。 農林水産業の国際競争力を高めるには付加価値の高い農林水産物の生産が必要となるが、現状では、環境行政と農林水産業の振興政策がリンクしていないため、環境破壊による農林水産業への悪影響に対処するための有効な対策を立てにくい。たとえば、近年、外来の動植物の増殖が付加価値の高い関西特有の農林水産物に深刻な被害をもたらしているが、こうした外来動植物は現行の都道府県の境界を超えて広く移動、移住していくので、都道府県単独の施策では十分な成果を上げられない。一方で、国の行政は縦割りで環境行政と一体化した農林水産業の振興は期待できない。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	環境行政と一体化した農林水産業の競争力強化	○関西の有する豊かな自然環境と試験研究機関の集積を最大限に活用し、国際競争力のある農林水産業を創出・育成することにより、都市部のみならず関西全体が自立した地域となることをめざす。 ○環境行政と農林水産行政を一体的に進め、関西の自然資源を保全・活用しつつ、研究開発を重点化して特色ある商品を生み出し、関西の農林水産業の国際競争力を強化する。 ○関西に存在する農林水産関係及び環境問題に関する公的な試験研究機関を再編体系化し、スピーディかつ弾力的に研究テーマの選択と集中をできるようにし、高付加価値の農林水産物の開発に向けて研究資金を効率的に活用する。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1350	13502010	○関西において完結する水系を一体的に管理できるようにするため、一級河川の管理権限はじめ所要の権限を国から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること。	○「関西州(産業再生)特区」において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。 ○「特区」のもとに「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、基盤となる水の問題を同時に考えることが重要である。現在は河川ごとに国・地方が混在して、また複数府県にまたがる河川はそれぞれの府県の単位で、さらに工業、農業、生活用水等用途によってばらばらに管理運営されており、水系として水資源を有効かつ効率的に活用できていない。このため、産業インフラや生活インフラとしての水のコストが高く、また水質保全にも多大な労力を必要としている。 貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。これにより、厚生省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省などにまたがる問題を一元的に処理でき、一方、関西において水質保全等における先進的な取組みを行っている自治体の取り組みを広域に波及していくことが可能になる。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	水資源の保全活用のための水系の一体的管理	○貴重な資源である水について、水源の涵養、水質の保全、治水から各種用水の効率的活用まで一貫して所管し、関西の水系を一体的に管理する体制を構築する。 ○関西において、関西の総合的な水資源政策を企画立案し、水系管理の基本方針を決定する。 ○「関西水系管理機構(仮称)」を設立し、広域の湖沼、河川から上下水道まで、関西の水系を一体的総合的に管理するとともに、水質保全、防災等の観点から広域的な規制や監視の役割を担う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1431	14312010	地域の資源(地域産木材、地域産リサイクル品)の有効利用を図ることにより、地域の循環型社会構造の転換を図るとともに、幅広い雇用創出効果等により地場産業の活性化を図り、地域再生を支援する。	・斜面に間伐材を筋状に配置し、浄水汚泥や木質廃材等をリサイクルした土を吹き付け、植生を図る。 砂防ダムのコンクリート施工に際し、間伐材を用いた残存型枠を採用する。 ・落石防護柵の従来は鋼製網としていた部分を間伐材にする。	県単独事業だけの取り組みには限界があり、補助事業でも取り組むことにより、更なる有効活用を図りたい。	和歌山県	和歌山県	地域産木材・リサイクル品の活用支援	公共事業における地域産木材や地域産リサイクル品の優先使用
1506	15062010	本市は、地域活力創出のために、これまで進めてきた五条川整備を市域全体に拡大するためには、市街化調整区域の有効な開発が不可欠である。しかしながら、本市の狭小な市域のさらに約半分を占める市街化調整区域(農振農用地)の開発については、実現に向けて諸問題が山積しており、早期の計画実現のために、開発許可及び農地転用許可の権限を地域再生計画に認定された構想の期間と内容に限り、権限委譲を求めます。 ・権限委譲事務の内容・範囲 都市計画法第29条の開発許可 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15の農地転用許可 ・権限委譲元と委譲先 農林水産大臣、愛知県知事→岩倉市長 ・権限委譲の方法 地域再生計画で認定された構想の期間と内容に限定 なお、当該権限の市町村への委譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能となっているが、すべての案件について、その権限を委譲されることは、本市のような小規模自治体にとっては、組織体制の強化、専門的な知識の不足など、様々な課題をクリアしていく必要があり、今後、相当な年数を必要とすることになるため、当該支援措置を提案するもの。	市域全体を五条川文化耕園と位置付け、特に、市南部の市街化調整区域の遊休農地を活用し、健康や文化をテーマにして多様な健康増進の機会を提供するゾーンとして開発することによって、交流人口の増加を図る。		愛知県	岩倉市	いわゆるの風土を活かした五条川文化耕園構想	地域活力創出のために、駅東地区の再生と本市のシンボルである五条川を軸とした環境にやさしい開発プロジェクトを有機的に結びつけ、「質の高い生活都市」としての深化を目指していく。これまで、自然再生として進めてきた五条川整備を拡大し、市域全体を五条川文化耕園と位置付ける。特に、市南部の市街化調整区域では、遊休農地を活用し、健康や文化をテーマにして多様な健康増進の機会を提供するゾーンとしての開発を行うことによって、交流人口の増加を図る。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1510	15102010	<p>当市は、城下町地区(中心市街地)とその外縁部(市街化調整区域)を含む区域で、それぞれの地域特性を生かした土地利用を行い、相互の有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進め、城下町の再生と市全体の経済の活性化を図る地域再生計画「大山城下町再生計画」を策定し、認定を受けた。</p> <p>計画の中で、外縁部(市街化調整区域)における大規模複合商業施設の誘致については支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032,210007)を要請しているが、計画の早期実現に向け、次に掲げる権限移譲を求めるものである。</p> <p>○権限移譲事務の内容・範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画法 第29条(開発許可) 農業振興地域(農用地区域内)における開発行為の制限(農地法 第4条第1項(農地の転用の制限)) <p>○権限移譲元と移譲先</p> <p>愛知県知事から大山市長 (農地法 第4条第1項の対象面積が4haを超える場合 農林水産大臣から大山市長)</p> <p>○権限移譲の方法</p> <p>地域再生計画で認定されたものにつき『内容』を限定</p> <p>なお、当該権限の市町村への移譲については、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを超える場合を除く)であるが、全ての案件に対して上記の権限を受けることは、小規模自治体にとって、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、相当の年数を要することとなるため、当該支援措置を提案。</p>	<p>中心市街地の外縁部にあたる市街化調整区域に大規模商業施設を立地させ、新規雇用の創出や観光客等の増加を図る。</p> <p>効果:</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内消費購買力(小売業年間商品販売額)の増加 約100億円 新規雇用者数: 約1,000名 固定資産税増収見込み: 約1.6億円 市内観光施設等利用者目標: 600万人 	<p>当市は、認定を受けた地域再生計画「大山城下町再生計画」中で、支援措置「地域再生支援のための『特定地域プロジェクトチーム』の設置」(11203)の他2つの支援措置(212032,210007)を活用し、外縁部(市街化調整区域)において大規模複合商業施設の誘致を計画しているが、早期実現に向け、都市計画法 第29条(開発許可)等の権限移譲(地域再生計画で認定された「内容」に限定)を求めるものである。</p> <p>市町村への当該権限の移譲は、地方自治法第252条の17の2及び愛知県事務処理特例条例により、現行でも対応可能(農地法 第4条第1項の対象面積が4haを超える場合を除く)である。しかしながら、全ての案件に対して上記の権限を県から受ける際には、ノウハウの蓄積不足・組織体制強化など、様々な課題をクリアしていく必要があり、小規模自治体にとっては相当の年数を要し、実質的には困難である。</p>	愛知県	大山市	大山城下町再生計画(現 大山城下町再生計画)	<p>当市は、城下町の再生と市全体の経済の活性化を図るため、城下町地区(中心市街地)とその外縁部(市街化調整区域)に補完的な機能をもたせ、有機的なつながりにより総合的なまちづくりを進める地域再生計画「大山城下町再生計画」の認定を受けた。今後は、外縁部(市街化調整区域)における大規模複合商業施設の誘致について各種支援措置(11203,212032,210007)を活用し、具体的な事業に取り組んでいくこととなるが、各種機関などの調整に多くの時間を要することが予想されるため、今回認定された計画の内容に限り、「開発許可」「農地転用許可」「農用地区域内の開発許可」の権限移譲を受け、計画の早期実現を図るものである。</p>
1629	16292020	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術に対する国民の理解を得るには研究成果や科学技術を普及啓発する必要があることから、各省庁及び独立行政法人等は、つくばサイエンスツアー事業に参画し、見学受入体制づくりに積極的に協力すること。 ・研究機関の取りまとめ役である文部科学省研究交流センターにおいては、情報発信機能の強化を図ると共に見学体制の整備にあたっては中心的役割を果たすこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・スミソニアン博物館を拠点とした見学コース等の設定による、見学者の誘致のための各省庁(各独法)連携による支援体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究機関毎に施設開放や広報への取組みや熱意はまちまちであり、独立して行っていることから、各省庁(各研究機関)が連携して全体の広報の充実を図ることが必要である。 	茨城県	茨城県	つくばスミソニアンプロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ・科学技術基本計画等で目指す「国民が夢と感動を抱ける機会の提供、理解増進のための場・機会の拡充等」を推進するため、筑波研究学園都市における既存の研究機関等を活用したサイエンスツアーの実施体制を整備する。 ・筑波研究学園都市は1963年の開港以降、約40年に渡り営々と都市の建設整備及び研究活動等が進められ成熟期を迎えつつあるが、平成17年秋のつくばエクスプレスの開通を契機に、既存資源を活用したこのツアー実施により新しいまちづくりを推進する。
1230	12302010	<p>補助対象施設を有効に活用した地域再生を支援するため、社会経済情勢の変化等に伴い需要の減少している補助対象施設の転用を弾力的に認め、補助金相当額の国庫納付を求めないこととする。</p>	<p>観光客等を対象とした軽食堂・休憩所等、併せて地域農業発展のための研修室等が設置された自然休養村管理センターを、二本松城址ガイダンス施設および埋蔵文化財・保管の性質を持つ二本松市埋蔵文化財センターへ転用する。</p>	<p>社会経済情勢の変化に対応した施設利用が求められながら、国庫補助相当額の納付がなされなければ転用が認められない現状において、自治体の財政負担を鑑みれば、転用は容易なものではなく、逆に維持経費の嵩む不良施設として抱え込まざるを得ない状況にあるものである。</p>	福島県	二本松市	二本松市埋蔵文化財センター設置計画	<p>二本松城址本丸入り口に位置する国庫補助事業により取得した現施設(自然休養村管理センター)を二本松市埋蔵文化センターとして転用し、二本松城址から発掘された埋蔵文化財を展示し、史跡と密接したガイダンス施設として、また発掘調査により出土した埋蔵文化財の収納・保管を行い作業効率を図ること埋蔵文化財の情報発信施設として再活用を図るものである</p>
1245	12452010	<p>農村総合モデル整備事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村環境改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。</p>	<p>農村環境改善センター施設の一部を公民館施設として併設利用できるようにする。それによって農業振興と生涯学習・体育活動の連携による地域づくりを展開することが可能となり、生涯学習・体育の拡充、地域学習や特産品開発などを推進し、活力ある地域経済の創出と雇用の拡大を図る。</p>	<p>農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を要しないものとする。</p>	福島県	長沼町	農業施設、生涯学習及び生涯体育施設共同による地域再生計画	<p>農業施設と公民館施設及び社会体育施設の併設利用を行い、相乗効果による人材の育成を推進し、活力ある地域づくりを進めるとともに、地域経済の振興と雇用の拡大を図る。</p>
1245	12452020	<p>農村総合モデル整備事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村運動広場に社会体育施設(町営グラウンド)としての併設利用を認める。</p>	<p>農村運動広場施設の一部を社会体育施設(町営グラウンド)としても併設利用できるようにする。それにより農業振興と生涯学習・体育活動の連携による地域づくりを展開することが可能となり、生涯学習・体育の拡充、地域学習や特産品開発などを推進し、活力ある地域経済の創出と雇用の拡大を図る。</p>	<p>農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村運動広場については、耐用年数の経過していない場合は転用できないが、社会体育施設として併設利用する場合には補助金の返還を要しないものとする。</p>	福島県	長沼町	農業施設、生涯学習及び生涯体育施設共同による地域再生計画	<p>農業施設と公民館施設及び社会体育施設の併設利用を行い、相乗効果による人材の育成を推進し、活力ある地域づくりを進めるとともに、地域経済の振興と雇用の拡大を図る。</p>

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1301	13012020	過去に補助事業により取得した財産の処分について、高度化をはかるための改修により処分することとなる財産について、当該部分の補助金の返還及び地方債の繰上げ償還の免除を明示していただきたい。	平成3年度から平成8年度に農林水産省所管の農村総合整備事業により取得したケーブルテレビジョン施設の高度化。	既存施設の改修の際に生ずる過去に補助事業により取得した財産の処分について、当該部分の補助金の返還の免除及び地方債の繰上げ償還の免除を明示的に認めてことにより、時代の要請に応じた施設への機能高度化を図りたい。	山形県	楯引町朝日村	ケーブルテレビジョン高度活用計画	既設ケーブルテレビジョン施設を、地上デジタル放送への対応と、辺地共聴施設の解消、地域公共ネットワークの整備、インターネットブロードバンド環境の提供、携帯電話不感地域の解消など、放送と通信を一体的に整備することにより、条件不利地域の情報化を効率的に行う。
1415	14152010	補助事業で設置した既存施設の転用を弾力的に認めるとともに、手続きの簡素合理化及び補助金等返還措置を講じないことにより、新物流体制の構築の早期実現に向けた動きが加速できる。	本県には、現在84のJA集出荷施設があり、ほとんどの集出荷施設は昭和40年代から補助事業を活用して設置されている。大消費地から遠隔地にある本県にとって、より効率的な物流体制の構築は緊急の課題である。その課題解決のために補助事業で設置した既存施設を有効活用することにより、それぞれのJAによる物流体制から、宮崎県としての新たな物流体制の構築を図る。	支援措置番号13004として利用が著しく低下している施設の目的外利用については弾力運用する支援措置が決定され、現在利用されているが、新物流体制構築のために計画変更をする施設についても、同様の弾力運用をお願いするもの	宮崎県	宮崎県	宮崎県農産物新物流体制構築構想	補助事業で設置した既存施設の転用を弾力的に認めるとともに、手続きの簡素合理化及び補助金等返還措置を講じないことにより、新物流体制の構築の早期実現に向けた動きが加速できる。
1241	12412020	国庫補助事業により整備した施設を、耐用年数を経過したかどうかに関わらず、また本来の使用目的の妨げとならない場合に限って、地域の判断により一部目的外使用を認める。国庫補助事業により整備された施設は、本来の使用目的のために供されなければならないが、必ずしも毎日、毎時間のように使用されているとは限らない。使用されていないあるいは使用状況の少ない日に限り、施設の一部目的外使用を認めることで、施設のさらなる有効活用を図り、地域振興につなげることができる。	地域内にある国庫補助事業により整備した施設を、本来の使用目的の妨げとならないよう、利用者がいないあるいは利用者の少ない日に限り、NPO法人によるひとり暮らし高齢者世帯等への宅配サービスの活動拠点として週1~2回程度利用する。調理設備を備えた経済産業省の電源立地特別交付金交付事業による施設を活動拠点の対象とするほか、今後の事業の地域展開も踏まえ、調理施設を備えている農林水産省等の補助事業による各地域内の集会所や公民館も活動拠点の対象とする。(事業効果については添付資料を参照。)	ある目的のために新たに施設をつくるのでは、市の財政負担が大きく実現性が困難であり、住民ニーズに対して迅速な対応ができなくなるため、既存の施設の一部を活用する。そうすることによって、施設の有効活用を図ることができるとともに、迅速な事業展開が可能になる。	福島県	相馬市	ひとり暮らし高齢者世帯等への配食サービスによる地域再生構想	高齢化社会による諸問題、とりわけ、ひとり暮らしの高齢者の問題(健康状況・衛生状況・食生活状況)の迅速な把握・解決にあたって、ひとり暮らし高齢者の生活をサポートするNPO法人が活動しやすい環境を整えることにより、安心して老後の生活を過ごせる地域社会の構築を図る。
1246	12462010	●現施設の補助目的の機能を維持させた上での多目的利用 ・地域活性化施設(コミュニティ施設)等の多目的利用による地方財政の軽減 【趣旨】 ①地域活性化施設(コミュニティ施設)の維持管理に係る費用については、地域のボランティアや地方公共団体が負担しており、特に過疎地域の施設管理費については地方財政の負担が大きい。 ②現在、国の施設利用に対する指導では施設内での営利目的の常設販売が制限されており、販売などは各種イベントの開催時における地域特産物等のPR目的として限定して認められている。 ③施設設置目的をさらに向上させるため、地域の活性化施設へ都市住民(観光客)がさらに訪れてもらうためには、来訪者の多様なニーズに応える必要がある。 【内容】 地域活性化施設内の多目的利用について(民間活用を念頭)	【内容】 ①施設内での、地域特産物を主体とした幅広い飲食物、土産物等の営利目的の常設販売を認める。(民間参入を念頭) 例：そば屋、郷土料理屋(豆腐、山菜、海産物)、団子屋、土産物(菓子を含む) ②販売利益の一部について、地方公共団体が負担している施設の維持管理費や地域活性化活動資金に充当する。 【効果】 ①幅広いニーズに応えることによる施設への来訪者の増加 ②名産品のPRによる地域の活性化 ③施設維持管理費への資金充当による地方財政の負担軽減 【留意事項】 ・適用地域を、過疎地域であり、かつ既存の民間販売店に悪影響を与えない施設での運用とする。	・地域活性化施設(コミュニティ施設)は「農業経営及び農村生活の改善、農村在住者の健康増進等又は都市住民との交流を推進するための多目的に利用される」と規定。 ・一方、国は地方自治体への指導として、「常設施設や営利目的の販売等であってはならない」と規定している。このため、地域活動が制約を受けている。 ・また、地方自治体が「コミュニティ施設の管理」のために支出している金額は、年間1箇所あたり約200万円に達し、地方財政を圧迫する要因の一つとなっている。 ・グリーンツーリズム活動と地域活性化活動の連携を深めるため、施設の運営管理に民間活用や施設利用の弾力化が必要である。	石川県	石川県	公共等施設内の多目的営利利用による地方財政軽減構想	現在ある地域活性化施設等の補助目的の機能を維持させた上で、民間参入を念頭におき、施設(コミュニティ施設)等の多目的利用による地方財政の軽減。内容として①施設内での、地域特産物を主体とした幅広い飲食物、土産物等の営利目的の常設販売を認める。また、その販売利益の一部について、地方公共団体が負担している施設の維持管理費や地域活性化活動資金に充当する。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再) 提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1148	11482110	バイオマスタウン構想基本方針において、バイオマスタウンの定義については、「バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利活用システムが構築され、安定的かつ適正なバイオマス利活用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域」としているものの、実施主体については市町村としている。しかし、バイオマスの利活用については、バイオマスの収支が効率的に行なわれるよう設計された地域単位で実施されるべきものであり、現状の市町村単位とは必ずしも合致しないこと、また、今後、市町村合併の進展による自治体の広域化も予想されることから、バイオマスタウンとして公表する際の基準における地域設定においては、市町村単位のみならず、農林業センサス上の新旧市区町村単位等任意の「地域」についても認めることを要望する。	「12. 地域再生構想の意義・目標・前提となる地域の特徴、具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業のうち、②、③、⑤、⑥参照	バイオマスタウンの推進にあたっては、効率的なバイオマス利活用システムの構築に向けた地域との取組に加え、バイオマスタウンとして公表する主体である国による支援が必要であるため。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。
1475	14752010	○「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」があらゆる災害に対応できるようにするため、災害対策基本法はじめ所要の法令等を改正すること。 ○非常時に権限の集中が行えるよう、防災、災害救助、伝染病予防等に関する国および府県の権限を必要に応じて「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	○「関西州(産業再生)特区」において、大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 ○「特区」のもとに、関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことにより、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、そのためには住民や企業がこの地域で安心して活動できるようあらゆる災害に対する安全が確保されていることが重要である。 しかし現状では、近い将来発生が予想される南海、東南海地震や直下型地震への対応、さらにはテロ、新型伝染病などの危機管理も十分であるとは言いがたい。 地震、大事故、テロ等により交通、通信、エネルギーなどの社会インフラが広域的に影響を受ける恐れが強いが、これらの事態に一体的・機動的に対応できる体制もない。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	広域的な防災・危機管理体制の構築	○関西において大規模災害を未然に防止し、発生する被害を最小化するため総合的な政策の企画立案を行う。 ○地震、テロ、新型伝染病など関西のすべての防災・危機管理活動を統率する組織として「関西広域防災・危機管理機構(仮称)」を設置し、関係省庁ならびに府県との権限関係をあらかじめ調整しておくことにより、危機に対する地域の準備・対応能力を高めるとともに、災害発生時に権限を集中することにより救助などの機動的な対応を行う。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1248	12482010	河北潟干拓地内における加工用米作付について、新規開田抑制適速に基づく「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」の適速における補助金返還となっている事業完了後8年以内の開田を返還対象から除外する。	加工米の作付を認めることで、麦+大豆等に加え水稲による、収益性の高い田畑経営が確立され、河北潟干拓地の特徴である大区画圃場を活かした大規模経営・低コスト化により農業所得の向上が図られ、干拓事業に係る負担金の償還が円滑に進むほか、県農業開発公社の保有する農地242.2haを含む農地の流動化が促進される。 なお、石川県における加工用米については、加工用米取組計画による割当枠が今年度約3,600tとなっているが、実際の作付はその適速に満たない状況であり、河北潟干拓地で加工用米作付可能面積200ha(約1,000t)をもって作付したとしても、本県の加工用米供給量は生産計画を上回ることはないものと考えられる。	河北潟干拓地の農業類型は主に麦+大豆となっているが、年間47千円/10aの干拓事業等の償還金が農家の経営を圧迫していることから、麦+大豆等に加え水稲を導入し、収益性の高い田畑経営を確立することにより、干拓地農地の特性である大区画圃場を活かした大規模経営・低コスト化による農業所得の向上を図る必要がある。 こうした中、平成16年度からの需給調整では、河北潟干拓地においても米の生産が可能となったが、前回の回答によれば、米の生産調整は継続されることとなっており、新規開田は依然として抑制される方針とされている。 一方、河北潟干拓地において加工用米を作付することは、一般的には新規開田に該当することは承知しているが、新規開田の抑制適速は米の生産調整の観点からの方針と理解しており、米の需給調整の外数として扱われている加工用米については主食用米の需給バランスに直接影響を及ぼさないものとする。 また、2月27日に出された地域再生のためのプログラムにおいて、農林水産省は、「補助事業による施設の有効活用のための制限緩和」の支援措置を決定しており、一定の要件を満たす施設については補助金相当額の国庫納付を求めず、施設の転用等を認めるとしている。 このため、河北潟干拓地内における加工用米作付については、米の需給調整に影響を及ぼさないことはもとより、「補助事業による施設の有効活用のための制限緩和」と捉えることで、干拓地農地の有効活用や農業所得の向上及び農地流動化が図られ、地域再生に資するものであることから、これを土地改良事業に係る補助金の返還対象から除外する必要がある。	石川県	石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	河北潟干拓地農地の特性である大区画圃場を活かした大規模経営・低コスト化が図られるよう、加工用米の作付を、「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」の適速に基づく補助金の返還を求めずに認めること。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1026	10262042	1.求職者情報が求人事業者に情報が公開されていない場合があり、直接事業者と個人が面談や電話で雇用条件の確認が出来ない。 2.生活保護者と収入格差がない基礎年金のみの利用者に対しての1割負担は、大きな問題である。 3.米作農家は、転作助成金目当てに作りたくない米以外の農作物を形式的に作っているだけで休耕田や遊休地が有効に活用されていない。 4.現在の生きがいデイは、市町村の認可事業で既得権益を持った大きな社会福祉施設や市町村が直接運営する社会福祉協議会が独占的に事業を行っている為、新設単独事業者との競争が不公平であり、経営を圧迫している。	1.特区認定の派遣人材会社に対しては、コンピューター情報をネットワークとつなぎ同様の情報が取れるようにする。 2.介護保険使用平均(日本全国1人当たり)まで裁量権を認める。 3.転作助成金額で使用を民間に認めることで助成金を減額することが出来る。 4.厚生労働省から直接認定を受け交付金額も市町村事業と同額にする。	1.各省庁の縦割り行政での既得権益(許認可権)確保の壁を破ることで税金の無駄使いをやめ公平な競争条件で公正な状況を作る必要性を15年間の経験より体験して、財政措置を減額させる仕組みの必要性を再確認した。 2.行政の権限が集中している為、構造改革の難しさを感じるその為には、各行政機関の局長クラスは、第三者機関(民間)に委託する必要がある。	福岡県	社会福祉法人 兼手余 株式会社 カイトイオンカーブライズ株式会社 有限会社 かつと 櫻葉 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	◎介護・医療・保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る◎日本の美、伝統文化の建築美を意図した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する◎民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハードソフト面の達成で、鞍手町中心ピーク時の3万2千人に回復させる◎経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する◎介護保険1割自己負担金分を事業者に割引の裁量権を認める
1056	10562010	以下の基準を全て満たす港湾をクルーズ観光指定港湾として開港する。 ①近隣の開港までの距離が330キロメートル以上 ②観光船専用バースを有する ③重要港湾	屋久島、奄美大島、沖縄本島の世界文化遺産・世界自然遺産(候補地を含む)地域と韓国、中国、台湾等のアジア地域や南西諸島と長崎、大阪、横浜など国内観光の拠点港等を結ぶ多彩なクルーズ観光ツアー企画を国内外に発信し、観光の振興による地域経済の活性化を図る。	本港は昭和28年の奄美群島本土復帰と同時に開港となり、沖縄の本土復帰を契機に昭和49年閉港となった。出入国港とはなっているものの管理事務所はなく、クルーズ客船の外国港間との直接寄港に常時対応できる体制が整っていないため、クルーズ観光ツアー企画の誘致において、地域独自の取り組みには限界をきたしている。地理的ポジションや自然的特性を生かすという新たな奄美群島振興開発特別措置法の基本理念のもと、クルーズ観光による地域経済の活性化を図るためには、出入国のみならず、新たな指定港「クルーズ観光指定港湾」として開港することが最大の手段であるとの理由による。	鹿児島県	名瀬市、社団法人 奄美大島法人会青年部	観光船専用バースを有する港湾施設を活用したクルーズ観光の振興	奄美群島は、昭和28年に本土復帰し、その後50年余にわたり各種の社会基盤整備がなされてきたが、本土との所得格差をはじめ、経済的自立には至っていないのが現状である。今後は、これまで整備されてきた社会基盤を活用し、自立的発展のための施策展開が求められている。このような状況の中、重要港湾名簿表においては、去る4月に観光船専用バースが完成し、クルーズ観光の振興による地域経済の活性化が期待されているが、近隣の開港である鹿児島港と沖縄県那覇港約720kmの海域間は本港を含めて開港がなく、外国港間との直接寄港に常時対応するための体制が不十分であり、併せて港湾施設と観光施設の一体的整備がなされていない。 鹿児島県総合計画で掲げるアジア地域を中心とする海外観光客の誘致拡大と本市が目指すクルーズ観光の振興による地域経済の活性化を図るため、本港をクルーズ観光指定港湾として開港するとともに、港湾施設内における観光客受け入れ施設整備のための支援措置を提案する。
1486	14862010	地方が独自の基準と審査方式を設けて実施している地場産農作物の表示・認証制度について、食の安全安心という観点から消費者の信頼性を補完する仕組みとして、国又はそれと同等の機関によって地方の表示・認証制度の内容について、国際的にも通用可能な全国統一の基準を設け、これに基づき当該表示・認証制度の格付けを行い、その旨を農作物に表示することを可能とする。	消費者にとって生産者の顔が見え、安心して農作物を購入できるよう、いきいき農作物認証制度を創設。専門家による第3者機関を設置し、農作物の土壌環境、化学農薬の低減率、栽培計画とその管理を一元的に審査監査し、生き生き農産物として農作物の認証・表示を許可する。		愛知県	豊川市、ひまわり農業協同組合、豊川宝飯地区農政企画協議会	アグリートエコサーキュレーション構想 ～農(agriculture)と食(eat)と環境(ecology)の循環(circulation)によるまちづくり～	消費者が求める「食の安全安心」に対応するため農産物の認証・表示制度を創設し、高い水準の認証を得るために、当該事業に併せて良質な有機堆肥の製造事業を行うが、堆肥の原材料には生ごみや剪定枝、畜産糞尿などを活用し、生ごみ削減という環境問題に配慮する。このように「農」と「食」と「環境」を循環させ、生産者、消費者、地域の農協や企業、自治体が一体となって支援することで、次世代型の農業振興を図る。この他、農業就業者支援センターや市民農園、農業体験公園などの包括的な整備や、地場産農産物による地域の新たな特産品となりうる2次加工物の創造・販売を通じ、「農」と「食」をテーマにした地域の活性化と雇用の促進を図る。
1216	12162040	畜産糞尿をベースとしたバイオガスプラントからの発酵残渣(消化液)及び堆肥化施設で生産される堆肥を使用した「那須ブランド(仮称)」農産物について、独自のオーガニック認証制度により、有機農産物として差別化することを認めていただきたい。	バイオガスプラントからの発生する発酵残渣(消化液)及び堆肥化施設で生産される堆肥について、購入した農家の栽培履歴を確認し、プラント管理者が認定することで一般農産物との差別化を図る。また、グリーンツーリズムの展開のため、地域に散在する木質バイオマス・畜産バイオマスを活用したコージェネレーションシステムの構築及びこのシステムと連動した窒素循環型オーガニック農業の普及を図る。	那須野ヶ原の窒素循環型社会形成には、畜産糞尿をベースとしたバイオガスプラントの発酵残渣である消化液及び堆肥化施設から生産される堆肥の耕地還元が重要なポイントである。耕地還元システムが確立しなければ、バイオガスプラントの成功は極めて困難である。特に発酵残渣である消化液の利用は極めて重要である。これらの肥料の使用を普及させるため、那須野ヶ原グリーンツーリズム地域限定による農産物認証が必要となるが、現行法ではそれらの特例措置がない。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特別市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原をコンセプトに、観光産業の再興、農産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環型農業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって毀れている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築、森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1132	11322011	民法法に基づき整備した施設の転用後の用途が同法第2条の特定施設のいずれかに該当するときは、転用に伴う整備計画の処理を同法第5条の規定に基づき行うこととする。併せて、その整備事業に対しては、同法の失効期日である平成18年5月29日以降も同法の適用があるものとする。補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく財産の目的外処分の禁止期間に関係なく、国庫補助金の返還を要しないこととする。	民法法第2条第1項第3号(情報処理施設)、第4号(電気通信・放送施設)、第13号(小売業高度化施設)、第14号(食品の生産・流通の円滑化等施設)に掲げる施設へ転用し、これらの事業展開を図る。	明石海峡大橋の開通という不可抗力的な社会変動により、遊休化を余儀なくされている民活特定施設の有効活用を促進するため。	兵庫県	洲本市	民活施設の活用による「みなど」再生構想	洲本市は、昔から淡路島の海の玄関口として機能し、港を中心に街が形成されている。平成6年には洲本市の第三セクター(株)淡路開発事業団が民法法第2条第1項第6号イの港湾利用高度化施設(旅客ターミナル)として「洲本ポーターミナルビル」を洲本港に整備した。しかし、平成10年の明石海峡大橋開通に伴う海上航路の相次ぐ廃止により、旅客ターミナル部分の大半が遊休化し、港のにぎわいが消えている。そこで、同法所定の他用途の特定施設(同条第3号、第4号、第13号、第14号等の施設)への転用、同法所定の特定施設以外の用途(複合型民間商業施設)への転用を実現することによって、みなどの再生を目指す。
1535	15352010	農地取得に係る下限面積は農地法第3条第2項第5号の規定により、県知事の告示で定められているが、当市の場合は、昭和57年の告示以降20年余り改定がなされていない。しかし、その後の農業を取り巻く環境は大きく変わり、畑作、施設園芸へと次第に転換したため、現状の下限面積が実態に即したものでなくなっている。そこで、農地法第3条第2項第5号の規定の県が持つ農地取得等に係る下限面積を設定する権限を本市に移譲する。	市は農地取得等に係る下限面積を畑作、施設園芸などの地域の営農形態の転換に即応し、地域の状況に応じて、きめ細かい取扱いを行うことで、地域の実態に即した農業の振興を行う。	権限の移譲を行うことで、市が実態に即して速やかに下限面積の変更を行うことが可能となり、状況の変化に即応し、あるいは地域の状況に応じたきめ細かい取扱いができ、ひいては農業の振興に資することができる。	福岡県	北九州市	農地取得等に係る下限面積の設定の権限移譲	農地法第3条第2項第5号の規定により、農地取得にかかわる下限面積を設定する権限は県が持っている。しかし、地域の実情に即した面積が設定されていないため、下限面積を設定する権限を県から市へ移譲することを提案する。これにより、状況の変化に即応し、地域の実情に応じたきめ細かい取扱いができ、ひいては農業の振興に資することができる。
1203	12032010	「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」により創設された「農業法人投資育成制度」において、イコールフットインの観点から、ベンチャー企業等への支援と同程度に、出資条件の緩和を図る。	設立直後の農業法人も当該事業を活用できるよう「アグリビジネス投資育成株式会社」の出資の要件を緩和することにより、農業法人が設立初期段階でもこの制度を利用し早期の経営安定を図ることが可能となり、企業の農業を行う農業法人の育成が促進される。	農業法人の自己資本の充実を促進することにより、農業法人の発展をサポートするため、特別措置法により「アグリビジネス投資育成株式会社」が設立された。同社の役割は、農業法人に対する①出資による財務安定化、②円滑な事業承継のサポート等であるが、出資に当たっては、①法人設立後3年以上の実績があること、②経常利益は、過去3年平均すると黒字であるといった条件が付されているが、特に資金需要の高い設立直後の農業法人に対しては、早期の経営安定確立のため、投資という確実な支援措置が必要であることから、ベンチャー企業等への支援と同程度の出資条件の緩和が必要	福岡県	福岡県	農業ベンチャー育成支援構想	農業農家に支えられている本県農業を、家業的農業から企業の農業への転換を図り、夢のある産業として発展させるためには、生産品目の多角化や量産化、ブランド化、販路開拓など企業的な経営展開により、若い人が集まる魅力ある産業とすることが必要であり、そのためには、農業法人の積極的支援が必要である。農業生産法人の育成を支援するため、国では特別措置法を制定し、「アグリビジネス投資育成株式会社」が農業法人の財務安定化等のための資金を出資しているが、農業法人設立直後の農業法人も当該事業を活用できるよう出資条件を緩和し、企業の農業を行う農業法人の育成を促進する。
1204	12042020	厚生労働省と農林水産省の連携により、ハローワークに就農の専門家を配置し、就業支援がワンストップで行える体制を整備	ハローワークで就農の専門家を配置することにより、農林水産省への就業相談も含めたワンストップサービスを実現し、農林水産省を支える人材の確保を促進する。また、本年度設置の「若者就職支援センター」との連携により、若年労働者に対する就業支援もワンストップサービスを実現	本県では、若者の雇用を支援するため「若者就職支援センター」を新設し、相談員によるカウンセリングや適正検査を通じた職業意識の醸成から福井学生職業相談室(ハローワーク)による職業紹介、就職後の定着指導をワンストップで行うこととしている。一方、本県の農林水産業においても、若年労働力の確保は急務であり、国の「農業をやってみようプログラム」アクションプランに基づき国の職業紹介事業(ハローワーク)との連携は図られているが、農林水産業への就業も含めたワンストップサービスは、実現していない。	福岡県	福岡県	新規就業支援充実構想	農業法人等への就業の促進を図ることにより将来の担い手を確保するため、農業法人等に就職する者およびこうした就業者を受け入れる農業法人等が就業支援資金を借り受けられるよう、貸付対象の更なる弾力化と拡充を図ることにより、法人等へ就業し、準備期間を経て独自の経営を目指す新規就業者等に対する資金面での支援を強化するとともに、厚生労働省との連携により、ハローワークにおいて就業支援をワンストップで実現することにより新規就業を一層促進する。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1107	11072010	補助金等に係る予算の執行の適用化に関する法律第22条の目的外使用(使用)の制限を地域再生に貢献すると判断される農業用水路の発電利用に限り適用を除外し、補助金返還を求めない。	農業用水路での発電を促進し、長野県のクリーンイメージを対外的PR要素として戦略的に促進し地域再生に導くとともに、環境負荷低減への取り組みを促進させる。	補助金適正化法第22条については、目的外使用の門戸が開かれたが、対象施設が「著しく利用が減少した施設」となっているため、農業用水路を活用した小水力発電を促進するには、対象となり得ないため、更なる解釈の拡充を提案する。	長野県	長野県	コモンズの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進(農業用水による小水力発電を活用した農村活性化地域再生計画)	地域再生計画支援措置項目[13004補助対象施設の多目的利用]の対象施設を「著しく利用が減少した施設」に限定せず、農業用水路の発電利用に関しては、補助金適正化法に関する手続きを省略し目的外に利用できるものとする。 また、河川法について、地域再生計画で認定された場合、河川法第23条の許可手続きを省略し、かつ同法32条で定める占用料を免除されるものとする。
1216	12162030	那須野ヶ原グリーンツーリズム地域の持つ特性の認識と活用法の研究並びに観光と農林業の連携のもと、地域再生・雇用創出を図るため、グリーンツーリズムの基本コンセプト理解のため地域協議会を設立し、情報の一元化と情報発信システムを構築したいのでその支援をお願いしたい。	グリーンツーリズムの5要素(滞在・共感・体験・交流・物流)と那須野ヶ原地域の持つ特性の認識と活用法の研究のため協議会を設置し、地域の散在情報の集積を行い、一元化によるシステムの構築と情報の発信を行う。情報発信の内容は、滞在(宿泊)施設情報(4シーズン毎の企画商品など)、自然体験・農業体験・農村交流などリピーターの必要な体験メニュー情報、グルメマップ・季節の散策マップ(随時案内)、アクセス情報、歴史・伝統文化、生い立ち、動植物、農業と林業などの情報である。	那須野ヶ原地域の観光情報・文化情報等について、現在は各市町村及び単独施設ごとに情報発信しているが、観光客をはじめとする利用者側にとっては、アクセス回数も多くなり情報収集に苦慮している。各施設・各分野で単独に行うには限界があり地域全体の振興には結びつかないため、地域協議会を設置して情報の一元化と情報発信システムを構築する。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で「感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原」をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって毀れている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築、森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
1216	12162080	土地改良施設を利用して、水力発電を行う場合で、自家発電方式以外の場合にあっては、取水地点から発電所の放水地点までの土地改良施設について費用負担アロケが伴い、採算性の問題がクリアできないので、発電所設置箇所のみ費用負担アロケとされたい。	当地には、農業用水路の自然落差を利用した小水力発電適地が数多くあるため、NEFによるハイドロパレー計画開発促進調査(5地点)が平成16年度に採択され、詳細検討されることとなった。また、平成16年度別途に農業用水路の落差工を利用した投込式発電(ハイドロアグリ)の実証試験を実施中である。これらの調査等が順調に推移すれば、平成17年度から落差工に賦次据付を行い電力会社へ売電することとする。(一部は地区内の土地改良施設の電力として使用する。)さらに、100箇所近い落差工や急勾配の用水路について、ハイドロパレー計画開発促進調査の結果を踏まえ実施することとする。	土地改良施設を利用して、発電等他の利用に供する場合、取水工地点から発電所の放水地点までの建設費アロケに充当することが規定されている。このため、小水力発電の場合には、発電量が少ないことから採算性の問題がクリアできない。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で「感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原」をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって毀れている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築、森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
1459	14592020	民間企業が、RPS法認定の発電の共同事業者として参入する場合には、既設の土地改良施設の使用に伴うバックアロケーションを免除し、目的外使用の承認の提出のみとする。	民間企業が参入しやすい条件を整備することにより、民間の技術力や経験をいかした採算性の高い効率的な農業用水力発電の推進を図る。	民間企業が発電所を設置し、土地改良施設を目的外に使用する場合は、財産処分制限期間内は、補助金返還(バックアロケーション)の対象となり、民間企業が参入する際の手続きの障害になっている。	富山県	富山県	ふるさと創造小水力発電プラン	農業用水に付属しない新たな発電水利権取得手続きの簡素化を図るとともに、土地改良施設の利用に伴う補助金などの負担・規制緩和により、民間企業が参入しやすい条件を整備し、採算性の高い効率的なRPS法認定の農業用水力発電を推進する。 また、発電施設の建設に際しては、農林水産省と経済産業省の補助事業を組み合わせ実施できるような規制緩和を行う。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1276	12761020	国営造成施設の多目的利用等については、土地改良法第94条の4の2の規定により、可能となっているが、現実には難しい状況である。	マイクロ水力発電、ビオトープ、特産品等に多目的に利用すること。それにより、費用負担の軽減につながる。地域経済の活性化につながる。	市町村が、土地改良施設を目的外に利用することを原則認め、既建設費の負担を免除すること。	北海道	深川市	環境と共生する田園都市構想	国営事業により整備されたエルムダム農業用水の多目的利用を図り、マイクロ水力発電、ビオトープの整備、特産品開発などを行い、地域資源である音江山麓周辺の都市と農村の交流センター、オートキャンプ場、道の駅等の連携を図り、地域経済の活性化と雇用の創出を図る。また、バイオマススタウン構想を策定し、地域の再生可能な有機性資源を利用した総合的な活用システムを構築する。農業用ダムの水の多目的利用化をはかり、「環境と共生する田園都市」を目指す。
1130	11302010	ケーブルテレビ施設の高度化(デジタル化)にあたっては、既存施設が国庫補助金を活用して多年度にわたって整備されていることから、補助金等適正化法が複雑に適用されるため、同法の適用を除外して国庫補助金の返還を要しないものとする。	ケーブルテレビ施設の高度化を円滑に進める。具体的には、①ケーブルテレビのデジタル化を図るため、伝送路の広帯域化(増幅器450MHzから770MHzレベルへの置き換え等)及びセンターのデジタル設備への変更、②TDM方式電話からIP電話へ移行するため、NTU(電話接続器)からIP電話端末器への変更、などを円滑に推進するため、補助金適正化法の適用を除外する。	ケーブルテレビ施設の高度化には多額の設備投資が必要であると同時に、現在の施設は多年度にわたり国庫補助金を活用して整備しており、補助金等適正化法が複雑に適用されるため。	兵庫県	洲本市	ケーブルテレビ高度利用構想	洲本市のケーブルテレビの加入率は、平成16年3月末現在で全世帯の75%を超え、日常不可欠な地域情報媒体となっている。しかし、情報技術の高度化は急速に進んでおり、今後も公共ケーブルテレビがその存在価値を保つためには、高度化(デジタル化)し、高画質の映像提供やチャンネルの多様化等を実施することが必要であり、かつ急務となっている。ところが、現在の施設は多年度にわたって国庫補助金を活用して整備しているため、補助金適正化法が複雑に適用され、高度化への大きな障害となっている。そこで、ケーブルテレビ施設の円滑なデジタル化を進めるために同法の適用除外を求める。
1633	16332020	【その他】 農地の集団化を図るうえで不可欠となる介入山林を取り込む土地改良事業の場合において、土地改良事業と公園やグラウンド等の交流施設整備を円滑に進めるために非農用地区域の設定割合を緩和する。	土地改良事業において、農業振興を図ること併せ、非農用地区域を設定し、公園やグラウンド等の交流施設を整備する。	土地改良事業を実施する際には非農用地区域が事業区域の3割を超えることがないようにすることとされているが、この地域は、農地に混在する山林(非農用地)の割合が高く、公園やグラウンド等の交流施設整備のために新たな非農用地を創設すると事業区域の3割を超えることが想定される。したがって、この地域において、土地改良事業と公園やグラウンド等の交流施設整備を円滑に進めるためには非農用地区域の設定割合の緩和が必要である。	茨城県	茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	対象地域は、自然環境、地理的条件に恵まれ、サッカー、トライアスロン、サーフィン、テニスなど非常に多くの大会が開催されるなどスポーツが盛んであり、また、更に需要が見込める地域である。特に、Jリーグ鹿島アントラーズのホームタウンとしてサッカーの盛んな地域であり、これを生かし、サッカーを中心としたスポーツ合宿に取り組み、多くの経済効果をもたらしている。 このような地域の特徴を生かして、域内全体で官民が一体となって誘客等のマネジメント組織を整備しながら、拠点となる新たなスポーツ施設の整備、民間による施設の拡充などのスポーツ交流活動の取組を促進し、地域住民によるスポーツコミュニティの形成に資するとともに、交流人口を拡大し、観光産業等の活性化による地域雇用を増大する。
1534	15342010	農村部における小規模公共施設(農道、水路等)にヒューマンスケール(人間的な尺度)を重視した素材や施工方法を用い、環境に配慮した施設・構造物や癒しの空間を創出する。	農村部における小規模施設(水路等)は、2次製品、現場コンクリート打設などの工法により、低コストではあるが、自然の景観に配慮しないものとなっている。また、排水機能においても、透水性の無い素材を使用しているため、場所によっては田畑の乾燥を阻害している。よって、地元の間伐材等を用いた近自然工法による排水路を整備する。	既存の補助事業では、強度、耐久性、コスト等の問題により、2次製品等を用いる工法を採用要件としている。しかし、環境に配慮した素材を用いることによって動植物の生息空間となり、また、景観をこわすことも無い。即ち、自然に手を加える場合には、ヒューマンスケール(人間的な尺度)を基本とした素材・工法を選択すべきである。	福岡県	北九州市	ヒューマンスケールの素材や施工方法による農村部における小規模公共工事の実施	構造物を造る場合には、機械施工を大前提として安全性や施工のし易さを重視した施工基準が定められているが、環境に配慮したり、癒しの空間を創出するためには、ヒューマンスケール(人間的な尺度)を重視した素材や施工方法を採用するよう提案する。
1595	15952050	2haを超え4ha以下の農地を知事が転用許可する場合の大臣協議を廃止する。 転用許可基準が法制化されていることから大臣協議を廃止しても、事務能力及び体制上の問題は無い。	協議を廃止することで、より迅速な対応が可能である。	2haから4haまでの大規模な農地の転用については、全国的な視野に立った判断をすることが必要という観点から、平成10年の法改正において当分の間大臣協議が必要とされたが、すでに5年以上経過しており、協議を廃止することにより、申請者の負担を軽減し、迅速かつ的確に事務を執行する必要がある。	北海道	北海道	活力ある農業・農村再生プラン	北海道経済に大きなウエートを占めている農業は、地域を支える重要な産業として発展してきており、今後とも、北海道が我が国最大の食料供給基地としてその役割を果たすためには、農業・農村の持続的な発展に向けた取組が求められている。このような中、BSEの発生等により食の安全・安心の確保や環境への配慮が求められるとともに、WTOやFTA交渉による北海道農業への影響更に担い手の減少等による農業生産力の低下や農村コミュニティの崩壊が懸念されている。このため、「環境」と調和した安全・安心な「食」づくり、多様な「人」が関わる農業の推進、農とふれあう、個性輝く「地域」づくりを通して、活力ある農業・農村を実現する。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	11402050	4haを超える農地転用のための許可権限において、事務処理の効率化や、将来の基礎自治体への窓口のワンストップ化や総合的にまちづくりを推進するため、権限移譲に伴う所要の地方財政措置を講じた上で、当該許可について県で行えるよう農地法を改正すること。	すべての農地について、その転用に係る許可事務一切を知事が行う。 それにより、現在に比べ申請事務の効率化が図られるとともに、将来的には、地元の農家と最も密接な関係にある基礎自治体に、これらの事務を移譲して、窓口の一元化を図るなどの手段も検討していく。	「地域再生推進のためのプログラム別表2」に記載されているとおり、4ha超の農地転用のための許可申請に係る知事権限(申請受理、国への進達、知事意見添付)については、特例条例に基づき市町村へ移譲が可能であり、地域の実情に応じた運用が可能である旨、農林水産省から通知が出されたところである。 今回の提案においては、この内容をさらに推し進め、現在4ha未満の農地についての許可体系と同様、4ha超の農地についても許可に係るすべての権限を知事に移譲するよう法改正を行う提案である。 これを行うことにより、事務の効率化が図られるとともに、将来的な基礎自治体への窓口の一元化や総合的なまちづくりの推進を図っていく。 また、現在、2ha以上4ha未満の農地転用に係る国への事前協議制について、その廃止についても併せて提案する。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1442	14422020	当該構想区域における農地転用及び農振農用地の除外に関する権限を市へ移譲	当該区域は市街化調整区域で多くが農地であることから、企業の立地の際に、土地利用計画や開発行為、農地転用等の法手続きが必要となるが、これらの規制や手続きを緩和・簡略化又は権限移譲することにより、企業誘致の早期実現とファルマバレー構想の進展が図れる。	当該構想区域は国道246号線に接し、東名沼津インターに至近の所に立地している。また、県立がんセンターを核としたファルマバレー構想においても重要な位置づけであり、平成21年には県立沼津技術専門校も移転してくる。基盤整備などの受け入れ態勢の遅れは、民間事業者の誘致や構想そのものに大きな影響を与える。 また、当該区域は研究開発施設など最先端技術の集積を目指していくことから、光ファイバーを含む電線類の地中化を進めて行くべき地域である。	静岡県	沼津市	富士山麓リサーチパーク構想	平成19年に開催される技能五輪国際大会の会場跡地を中心とした当該構想区域は、県立がんセンターを核としたファルマバレー構想においても重要な地域の一つである。 そこで、企業立地に関する都市計画法及び農地法の規制緩和や手続きの簡略化、企業誘致に関する補助事業の新設、並びに光ファイバー整備における補助事業区域の緩和などを実施し、技術に関連した産業の創出・育成を目的とした支援及び基盤整備を進め、先端健康産業・研究開発施設の集積を図る。
1516	15162020	現在、農地転用については県知事の許可が必要であり、4haを超えるものについては、農林水産大臣の許可が必要となっている。公的機関(県の企業局や市の土地開発公社)が、地域再生計画に位置づけられた土地について、実施する事業に限り、農林水産大臣の許可は不要とし、県知事の許可とする。	農林水産大臣の許可を不要とすることにより、工業用地造成の際の必要となる手続きについて、事務の簡素化と迅速化が図られる。	これからの工業用地造成は、これまでのレディメイド型の工業団地整備ではなく、各企業等と個別に協議をしながらのオーダーメイド型の工業団地整備が必要である。公的機関が実施する工業用地造成に限り、県知事が許可権者となることで、企業の求めるスピードに対応した、より迅速な処理が可能となる。	静岡県	静岡県湖西市	高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進化」構想	企業の用地取得ニーズに的確に応え、機動的な企業誘致施策を展開するため、以下の行政事務の迅速化を図る。 ① 土砂流失防備保安林の解除 1ha以上であっても、公的機関が実施する事業に限り、農林水産大臣への協議を不要とする。 ② 農地転用の許可 4haを超える転用であっても、公的機関が実施する事業に限り、農林水産大臣への協議を不要とし、県知事の許可とする。 ③ 農用地利用計画の変更 公的機関が実施する事業に限り、県の同意を不要とする。
1595	15952040	4haを超える農地転用について農林水産大臣の許可権限を通知事に移譲する。 大臣転用許可件数は、年間10件程度であり、転用許可基準が法制化されていることから、権限移譲を受けるに当たり、事務能力及び体制上の問題は無い。	地域の実情に精通している知事が転用許可を行うことで、より迅速かつ的確な対応が可能である。	4haを超える大規模な農地の転用については、全国的視野に立った判断をすることが必要という観点から大臣許可となっているが、転用許可基準は法制化されていることから、地域の実情に精通している知事に許可権限を移譲することにより、申請者の負担を軽減し、迅速かつ的確に事務を執行する必要がある。	北海道	北海道	活力ある農業・農村新生プラン	北海道経済に大きなウエートを占めている農業は、地域を支える重要な産業として発展してきたが、今後とも、北海道が我が国最大の食料供給基地としてその役割を果たすためには、農業・農村の特長的な発展に向けた取組が求められている。 このような中、BSEの発生等により食の安全・安心の確保や環境への配慮が求められているとともに、WTOやFTA交渉による北海道農業への影響更に担い手の減少等による農業生産力の低下や農村コミュニティの崩壊が懸念されている。このため、「環境」と調和した安全・安心な「食」づくり、多様な「人」が関わる農業の推進、農とふれあう、個性輝く「地域」づくりを通して、活力ある農業・農村を実現する。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再) 提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1516	15162030	現在、市が作成する農業振興地域整備計画で定める「農用地利用計画」を変更するときは、県知事に協議し、同意を得なければならないことになっている。公的機関(県の企業局や市の土地開発公社)が、地域再生計画に位置づけられた土地について、実施する事業に限り、その協議及び同意を不要とする。	県の同意を不要とすることにより、工業用地造成の際の必要となる手続きについて、事務の簡素化と迅速化を図られる。	これからの工業用地造成は、これまでのレディメイド型の工業団地整備ではなく、各企業等と個別に協議をしながらのオーダーメイド型の工業団地整備が必要である。公的機関が実施する工業用地造成に限り、県の同意を不要とすることで、企業の求めるスピードに対応した、より迅速な処理が可能となる。	静岡県	湖西市	高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進化」構想	企業の用地取得ニーズに的確に応え、機動的な企業誘致施策を展開するため、以下の行政事務の迅速化を図る。 ① 土砂流失防護保安林の解除 1ha以上であっても、公的機関が実施する事業に限り、農林水産大臣への協議を不要とする。 ② 農地転用の許可 4haを超える転用であっても、公的機関が実施する事業に限り、農林水産大臣への協議を不要とし、県知事の許可とする。 ③ 農用地利用計画の変更 公的機関が実施する事業に限り、県の同意を不要とする。
1365	13652010	塩山市の基幹産業である農業の状況は、高齢化と後継者不足が進み、農家数と農業従事者の減少は深刻である。この農業を振興させるため、農業基盤を整備し、高品質の農産物を省力化する中で生産し、高収益を得るための努力してきたところである。しかし、農地のまま簡易直売所等に利用できるのは2アール以内に限られており、農道等を整備してもそれを活用する直売所、農産物加工場、駐車場、トイレなどの建設を行うことができず、農作業のための道路、出荷のための道路としてのみの活用にとまっている。これは、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定されている農林水産省補助事業及び土地改良事業で基盤整備を行った場合、その受益地が事業完了後8年間は農用地区域の除外が認められないため、今後担い手農家や新規農業従事者が高収益で魅力ある農業を目指すには、建築物の整備が不可欠であり、補助事業の受益地であっても農用地区域からの除外を許可し、農業振興を図ることとする。	土地を転用する場合、その土地利用の観点から判断するが、農林水産省補助事業及び土地改良事業で基盤整備を行った場合、事業完了後8年が経過しないと受益地について農用地区域からの除外はできない。これでは、生産農家にとって土地利用の制限を受け、農業振興を図ることが不可能である。補助事業の受益地であっても農用地区域からの除外を可能にし、農業従事者が自由に農業経営を行えるよう提案する。	現行の農業振興地域の整備に関する法律では、補助事業後の農用地区域からの除外が制限されるが、農家戸数、農業従事者の減少を考えると、その土地を最大限に活かすため観光型・直売型の農業経営を行うなど農地の幅広い活用が急務であるため。	山梨県	塩山市	塩山市農業基盤安定拡大計画	塩山市の農業形態は、果樹生産が主であり、全国へフルーツを発信してきた経緯がある。さらにこれからの農業の振興には、観光型・直売型農業へのより一層の推進が必要である。これには農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に規定してある農用地区域からの除外、農地転用を可能にし、農用地区域内に農業関連施設の建設を可能にする。すなわち農用地区域内に直売所、農産物加工場、駐車場、トイレなどを整備し、首都圏との交流、販売を拡大し、生産者と消費者の顔の見える販売を行う。また、遊休農地対策にもつながる。これらのことから、生産農家の収入を安定させ、魅力ある農業の推進と担い手農家の増加を目指す。
1033	10331010	入山(入林)料を徴収して山を広く国民に開放する事で営・育林を促進する。	経験豊かな退職者(高齢者)を監視員として採用し、就労機会を増やし、森林浴、トレッキング、登山、魚釣り、山菜採取等々希望する市民に入山(入林)料を徴収して開放する事で営・育林を促進する。	現在種々の建築、建設資材が研究開発され、林業のみの経営が成立しなくなっている。然し見方を変えると健康、観光産業には十分な材料が揃っている。これらを利用し、閉ざすのではなく積極的に開放して山を守る。	北海道	澤渡 久芳	国、道有林育成、開放計画	土木建築資材の研究開発等に依り国、道有林の経営を林業のみに頼る事は、困難な時代となった。しかし、見方を変えるならば国、道有林には多くの活用方法がある。国民を懐し、その欲するところに従い、広く開放し山を守る必要がある。
1033	10332010	入山(入林)料を徴収して山を広く国民に開放する事で営・育林を促進する。	経験豊かな退職者(高齢者)を監視員として採用し、就労機会を増やし、森林浴、トレッキング、登山、魚釣り、山菜採取等々希望する市民に入山(入林)料を徴収して開放する事で営・育林を促進する。	現在種々の建築、建設資材が研究開発され、林業のみの経営が成立しなくなっている。然し見方を変えると健康、観光産業には十分な材料が揃っている。これらを利用し、閉ざすのではなく積極的に開放して山を守る。	北海道	澤渡 久芳	国、道有林育成、開放計画	土木建築資材の研究開発等に依り国、道有林の経営を林業のみに頼る事は、困難な時代となった。しかし、見方を変えるならば国、道有林には多くの活用方法がある。国民を懐し、その欲するところに従い、広く開放し山を守る必要がある。
1156	11562010	民有林の整備は、国民の森林に対する意識が深まりつつあるものの木材価格の低迷などに伴う林業不振により遅れており、森林の持つ公益的機能が低下してきている。 京都議定書では、温室効果ガス6%削減目標のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしているが、現状の整備水準では、3.1%にとどまる見込みであり、地域の対応だけでは、目標吸収量の達成は困難な状況であり、その取組みが急務となっている。 このため、国が、国際約束と森林整備の公益性に鑑み、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を着実に推進するため、県が策定した「森林吸収源推進プラン」の重点区域を「森林吸収源対策推進特別区域」に指定するとともに、当該区域における実施主体へ全面委託する形で森林整備を集中的に実施することにより、地球温暖化防止への貢献と地域雇用の創出による地域の活性化を図る。	国が「森林吸収源対策推進特別区域」における実施主体へ全面委託する形で、造林、間伐などの森林整備を集中的に実施することにより、地球温暖化防止への貢献と地域雇用の創出による地域の活性化が図られる。	民有林の整備は、国民の森林に対する意識が深まりつつあるものの木材価格の低迷などに伴う林業不振により遅れており、森林の持つ公益的機能が低下してきている。 京都議定書では、温室効果ガス6%削減目標のうち、3.9%を森林による吸収量で確保することとしているが、現状の整備水準では、3.1%にとどまる見込みであり、地域の対応だけでは、目標吸収量の達成は困難な状況であり、その取組みが急務となっているため、国による強力な対策が必要である。	青森県	青森県	地球温暖化に資する森林整備による雇用創出構想	国が、国際約束と森林整備の公益性に鑑み、地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を着実に推進するため、県が策定した「森林吸収源推進プラン」の重点区域を「森林吸収源対策推進特別区域」に指定するとともに、当該区域における実施主体へ全面委託する形で森林整備を集中的に実施することにより、地球温暖化防止への貢献と地域雇用の創出による地域の活性化を図る。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1321	13212010	平成9年度に、関係省庁からなる「木材利用推進関係省庁連絡会議」を設置し、木材利用促進を進められているが、今後とも、公共施設の木造化を推進するため、同会議において、具体的な木材利用推進プログラムや数値目標を提示するなど、より一層の木材利用推進の徹底を図ることを要望する。	木材利用推進関係省庁連絡会議の協議案件の中に、具体的な木材利用推進プログラムや数値目標を盛り込むことにより、国における公共施設の木造化の徹底を図る。	各省庁の公共施設建設事業に係る木材利用基準や数値目標を提示するなど、国を挙げて、公共施設の木造化の徹底を図ることが必要である。	愛媛県	愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	愛媛県では、戦後、積極的に植林してきた結果、スギ・ヒノキを中心とした植林地が、森林面積の62%、22万haにも達し、森林資源は充実してきているが、近年、外材輸入の増大や木材価格の長期低迷等により、林業採算性は悪化し、林業従事者も減少・高齢化の一途を辿っており、このまま推移すれば、森林の公益的機能発揮や環境にやさしい循環資源である木材利用促進に支障をきたすこととなる。 このような中、公共施設の木造化は、施策推進の指導的立場にある県・市町村等が、自ら地域のシンボリックな公共施設を木造化することにより、多くの県民に木材の良さが見直され、県産材の需要拡大が期待される。
1418	14182010	【森林国営保険補償対象の拡大】 ・現行の森林国営保険制度では、補償対象災害の範囲が火災、気象災及び噴火災に限定されている。そこで、農業共済制度と同様、近年増加している獣害及び病虫害等について、当該保険での補償対象に拡大し、保険適用を可能とするものである。		現行の保険制度では、近年被害の多くとなっている獣害への補償が対象となっていないため、被害防止のための施設に経費がかかるとともに、森林整備への投資意欲の減退が懸念されている。なお、林野庁からは、特定地域へ限定されることによる他の地域への不利益性を指摘されたが、填補された保険金自体が近年減少傾向にあることから、災害の程度が変化しているものと思われるので、保険料のオプション制など森林災害の状況変化への柔軟な対応をお願いしたい。	宮崎県	宮崎県	地域材活用活性化構想	【森林国営保険補償対象の拡大】 ・現行の森林国営保険制度では、補償対象災害の範囲が火災、気象災及び噴火災に限定されている。そこで、農業共済制度と同様、近年増加している獣害及び病虫害等について、当該保険での補償対象に拡大し、保険適用を可能とするものである。
1553	15531010	入野松原においては、 ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管省庁に協議をしなければならないため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない そのための規制を撤廃し、一括法でかかる権限と税源を大方町に移譲する。	「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。 そのことで住民に身近なかつての松原を取り戻すことができる。	各種指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。 かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人々が松原に出入りしていたが、全国一律の制度のもとに各種指定を受けた結果、法律上の権威はもったが、人々には近づき難い松原になった。 一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一律の法体系から逸脱していても、国益には反するとは思われない。むしろ、国益を守ろうと全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。 住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府の権限で管理整備すべきである。 これまで、丁度独自の整備のために伐採行為を行う場合、代替地に同等数の植樹を求められたり(史蹟名勝天然記念物保存法)、イベント時の公園管理のための協力金の徴収について、許可が下りないなど、大方町の独自性が打ち出せない。	高知県	高知県大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく、近隣住民全員の心のふるさとである。 入野松原は、森林法(農林水産省)、史蹟名勝天然記念物保存法(文部科学省)等により、複数の省庁にまたがる指定がかかり、そのための規制がかかっている。 そのために、一体的な松原の管理・整備を行おうとする場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイディアを活かせないだけでなく、各省庁にかかる許認可に時間がかかり迅速な対応ができない。 かかる権限・財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が一体的管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1553	15532010	入野松原においては ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管部署に協議をしなければならぬため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない 住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。	「伐採も含めた松原再生事業」を実施することにより、国・県・町がそれぞればらばらに規制・管理している入野松原を、統一した再生計画のもとで総合的に整備する。 そのことで住民に身近なかつての松原を取り戻すことができる。	入野松原においては ・保安林指定(防風・潮害防備・保健) ・入野県立自然公園(普通地域) ・史蹟名勝天然記念物 ・鳥獣保護区 ・レクリエーションの森 ・土佐西南大規模公園(都市公園) に指定され、大方町が独自性を出して管理・整備する際には、それぞれの所管部署に協議をしなければならぬため、統一した管理や整備ができないばかりでなく、迅速な対応ができない 住民生活と密着した松原の再生を図るために、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。 各指指定が少なく、今のように法律や条例で規制されることが緩やかだった時代の松原は、人々の憩いの場所、レクリエーションの場そのものであったが、様々な指定や事業の導入は、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原にしてしまった。 かつては食堂や旅館が立ち並び、多くの人々が松原に出入りしていたが、全国一律の制度のもとに各種指指定を受けた結果、法律上の権威はまったが、人々には近づき難い松原になった。 一体的に松原を管理し、住民生活と密着した松原の再生を図るためには、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が管理するほうが合理的であり、そのことが全国一律の法体系から逸脱していても、国益に反するとは思われない。むしろ、国益を守ろうと全国一律の規制が、そこに住む住民の生活権を脅かしている。 住民に最も身近な環境整備は、住民に最も近い地方政府に権限と財源を移譲することによって、統一した再生計画のもとで総合的に整備することができる。	高知県	大方町	入野松原再生住民プロジェクト構想	入野松原は、大方町の町のシンボルであり、町民だけでなく、近隣住民全員の心のふるさとである。 入野松原は、森林法(農林水産省)、史蹟名勝天然記念物保存法(文部科学省)等により、複数の省庁にまたがる指定がかり、そのための規制がかかっている。そのため、一体的な松原の管理・整備を行おうとする場合、法律上の規制に阻まれ地域の独自性とアイディアを活かせないだけでなく、各省庁にかかる許認可に時間がかかり迅速な対応ができない。 かかる権限・財源を大方町に移譲し、住民生活に一番近い政府である「地方自治体」が一体的管理をすることによって、人々の日々の暮らしとかけ離れてしまった松原を取り戻すことができる。
1575	15751010	景観や機能から配慮して特に必要と認められる国有林については、須木村と分収造林契約もしくは、分収育林契約を締結し、その地上権を須木村へ委譲する。またその場合、分収の権限が発生するが、広葉樹については、その材価としての価値を問うものではないため、発生した収入については、分収するが、皆伐は考えず、期限を100年とし、契約更新を可能とすること。	現在、須木村の中央から見える国有林のほとんどに杉、檜が植栽され、針葉樹林と化している。森林の木材としての価値ばかりを追い求めてきた結果である。現在、材価は下落し、針葉樹の価値は大きく低下している。逆に、今、森林に求められているのは、水土保全、保健機能といった価値であり、国有林を針葉樹から広葉樹への転換を図りたい。また須木村の起死回生を賭けたグリーンツーリズムを展開するにあたり、豊富な森林資源を魅力あるものに変えていきたいと考えている。	国有地の管理を自治体に権限委譲していただき、地域住民の手で、運営することができないものかと考える。例示すれば、国有地に四季折々の花木を植栽し、都市と農山村の交流(自然と人の共生)によるグリーンツーリズムの展開。この森林の持つ特性を活かして、地球環境に優しい森林空間作りをすることが私たちの使命であると考え。このことは先の京都議定書(森林が持つ二酸化炭素の吸収力)の中に盛り込まれていることも周知のとおりである。国有地を自治体が活用(権限委譲による管理運営)できれば、中央から遠隔にある地方が活性化し、雇用促進も図られ、財源確保の道も開け、国も負担軽減が図られるのではないかとする。したがって、今回、国有林野活用・再生型グリーンツーリズムについて提案しますが、ご賢察のほどよろしくお願致します。	宮崎県	須木村	国有林野活用・再生型須木村グリーンツーリズム(須木村グリーンツーリズム)	須木村の森林面積は22,285haこのうち国有林の面積は19,815haでその占有率は89%である。全国的に各自治体の国有林の占有率を調査してみると平均20%前後である。このことから須木村の国有林占有率が突出していることが明らかである。このことは、村にとり、国有地活用、林野庁の地元雇用、国有資産等所在市町村交付金など地方自治振興に寄与した面もあるが、昨今の景気低迷はもとより、外国産木材の輸入等の影響により林野行政も非常に厳しい状況にある。地方の自立が議論される中、国有地の管理を自治体に権限委譲していただき、地域住民の手で、運営することができないものかと考える。例示すれば、国有地に四季折々の花木を植栽し、都市と農山村の交流(自然と人の共生)によるグリーンツーリズムの展開。この森林の持つ特性を活かして、地球環境に優しい森林空間作りをすることが私たちの使命であると考え。このことは先の京都議定書(森林が持つ二酸化炭素の吸収力)の中に盛り込まれていることも周知のとおりである。国有地を自治体が活用(権限委譲による管理運営)できれば、中央から遠隔にある地方が活性化し、雇用促進も図られ、財源確保の道も開け、国も負担軽減が図られるのではないかとする。したがって、今回、国有林野活用・再生型グリーンツーリズムについて提案しますが、ご賢察のほどよろしくお願致します。
1575	15752010	景観や機能から配慮して特に必要と認められる国有林については、須木村と分収造林契約もしくは、分収育林契約を締結し、その地上権を須木村へ委譲する。またその場合、分収の権限が発生するが、広葉樹については、その材価としての価値を問うものではないため、発生した収入については、分収するが、皆伐は考えず、期限を100年とし、契約更新を可能とすること。	現在、須木村の中央から見える国有林のほとんどに杉、檜が植栽され、針葉樹林と化している。森林の木材としての価値ばかりを追い求めてきた結果である。現在、材価は下落し、針葉樹の価値は大きく低下している。逆に、今、森林に求められているのは、水土保全、保健機能といった価値であり、国有林を針葉樹から広葉樹への転換を図りたい。また須木村の起死回生を賭けたグリーンツーリズムを展開するにあたり、豊富な森林資源を魅力あるものに変えていきたいと考えている。	須木村の森林面積は22,285haこのうち国有林の面積は19,815haでその占有率は89%である。全国的に各自治体の国有林の占有率を調査してみると平均20%前後である。このことから須木村の国有林占有率が突出していることが明らかである。このことは、村にとり、国有地活用、林野庁の地元雇用、国有資産等所在市町村交付金など地方自治振興に寄与した面もあるが、昨今の景気低迷はもとより、外国産木材の輸入等の影響により林野行政も非常に厳しい状況にある。地方の自立が議論される中、国有地の管理を自治体に権限委譲していただき、地域住民の手で、運営することができないものかと考える。例示すれば、国有地に四季折々の花木を植栽し、都市と農山村の交流(自然と人の共生)によるグリーンツーリズムの展開。この森林の持つ特性を活かして、地球環境に優しい森林空間作りをすることが私たちの使命であると考え。このことは先の京都議定書(森林が持つ二酸化炭素の吸収力)の中に盛り込まれていることも周知のとおりである。国有地を自治体が活用(権限委譲による管理運営)できれば、中央から遠隔にある地方が活性化し、雇用促進も図られ、財源確保の道も開け、国も負担軽減が図られるのではないかとする。したがって、今回、国有林野活用・再生型グリーンツーリズムについて提案しますが、ご賢察のほどよろしくお願致します。	宮崎県	須木村	国有林野活用・再生型須木村グリーンツーリズム(須木村グリーンツーリズム)	須木村の森林面積は22,285haこのうち国有林の面積は19,815haでその占有率は89%である。全国的に各自治体の国有林の占有率を調査してみると平均20%前後である。このことから須木村の国有林占有率が突出していることが明らかである。このことは、村にとり、国有地活用、林野庁の地元雇用、国有資産等所在市町村交付金など地方自治振興に寄与した面もあるが、昨今の景気低迷はもとより、外国産木材の輸入等の影響により林野行政も非常に厳しい状況にある。地方の自立が議論される中、国有地の管理を自治体に権限委譲していただき、地域住民の手で、運営することができないものかと考える。例示すれば、国有地に四季折々の花木を植栽し、都市と農山村の交流(自然と人の共生)によるグリーンツーリズムの展開。この森林の持つ特性を活かして、地球環境に優しい森林空間作りをすることが私たちの使命であると考え。このことは先の京都議定書(森林が持つ二酸化炭素の吸収力)の中に盛り込まれていることも周知のとおりである。国有地を自治体が活用(権限委譲による管理運営)できれば、中央から遠隔にある地方が活性化し、雇用促進も図られ、財源確保の道も開け、国も負担軽減が図られるのではないかとする。したがって、今回、国有林野活用・再生型グリーンツーリズムについて提案しますが、ご賢察のほどよろしくお願致します。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1317	13172010	市街化調整区域において新規工業団地の造成を計画しているが、計画区域周辺には県知事権限の保安林が点在しており、通常ではこれらの保安林解除にはかなりの年月を要するため工業団地の造成が急務である当市は保安林を避けた区域において第1工区の工業団地を造成に着手したところである。このため現在森林法第25条の2、第26条の2で規定されている県知事権限の保安林の解除権限を特例市に権限委譲することにより、今後保安林を含む2工区の工業団地を造成するに当たり、工場立地事業者の敷地規模、配置等の企業のニーズに柔軟な対応を行うとともに、早急な保安林手続きを可能なものとするため、より良好な工業団地の造成を実施するとともに進出企業の立地を促進し、地域の活性化と雇用の創出を図るものである。	都道府県知事の権限である重要流域外の保安林解除に関する権限を特例市まで委譲する	新規工業団地の造成計画区域周辺には県知事権限の保安林が点在しているが、工場立地事業者の敷地規模、配置等の企業のニーズに柔軟な対応を行うとともに、早急な保安林手続きを可能なものとするため。	広島県	呉市	昭和中地区地域再生プロジェクト構想	新規工業団地計画区域周辺には県知事権限の保安林が点在しており、通常ではこれらの保安林解除にはかなりの年月を要するため工業団地の造成が急務である当市は保安林を避けた区域において第1工区の工業団地を造成に着手したところである。このため森林法で規定されている県知事権限の保安林の解除権限を特例市に権限委譲することにより、今後保安林を含む2工区の工業団地を造成するに当たり、工場立地事業者の敷地規模、配置等の企業のニーズに柔軟な対応を行うとともに、早急な保安林手続きを可能なものとするにより、より良好な工業団地の造成を実施するとともに進出企業の立地を促進し、地域の活性化と雇用の創出を図るものである。
1516	15162010	現在、保安林解除については、県知事または農林水産大臣の許可が必要であり、県知事が解除権限を有しているものでも、1ha以上は農林水産大臣に協議をし、同意を得るものとなっている。公的機関(県の企業局、市の土地開発公社)が、地域再生計画に位置づけられた土地について、実施する事業に限り、農林水産大臣の協議は不要とする。	農林水産大臣の協議を不要とすることにより、工業用地造成の際の必要となる手続きについて、事務の簡素化と迅速化を図られる。	これからの工業用地造成は、これまでのレディメイド型の工業団地整備ではなく、各企業等と個別に協議をしながらのオーダーメイド型の工業団地整備が必要である。公的機関が実施する工業用地造成に限り、県知事が許可権者となることで、企業の求めるスピードに対応した、より迅速な処理が可能となる。	静岡県	静岡県湖西市	高品質なものづくり基盤創造「企業誘致促進化」構想	企業の用地取得ニーズに的確に応え、機動的な企業誘致施策を展開するため、以下の行政事務の迅速化を図る。 ① 土砂流失防備保安林の解除 1ha以上であっても、公的機関が実施する事業に限り、農林水産大臣への協議を不要とする。 ② 農地転用の許可 4haを超える転用であっても、公的機関が実施する事業に限り、農林水産大臣への協議を不要とし、県知事の許可とする。 ③ 農用地利用計画の変更 公的機関が実施する事業に限り、県の同意を不要とする。
1186	11862010	国有財産特別措置法では、普通財産を地方公共団体に譲渡する場合、第3条の各号に該当するときは、時価からその5割以内を減額した対価で譲渡することができるが、地域再生計画に位置づけられたものについても、地方公共団体が国の普通財産を取得する場合、この規定を適用する。	北海道森林局帯広分局の廃止に伴い、利用しなくなった庁舎(旧帯広森林支局)を帯広市が買取り、保健福祉センター(仮称)として改修し利用するもの。この分局庁舎は、道産材を使用する、わが国最大規模の木造建築物であり、少子高齢社会における、市民健康づくりの拠点として有効活用し、保健福祉のまちづくりを進める。	国有財産特別措置法では、適用範囲を法令にもとづく事業等に限定している。しかし、地域再生計画に位置づけられる事業は、計画を推進する上では、密接不可分であることから、国有財産の取得に際して、包括的に減額譲渡の対象にする。	北海道	帯広市	保健福祉のまちづくり構想	少子高齢化の進行より、保健福祉分野における市民ニーズも多様化しており、本市としても、これらに対応した施策を進める必要がある。これまで、本市の保健福祉機能の中核を担ってきた総合福祉センターは、狭小化が進み、時代ニーズに対応した事業展開ができないことから、国の旧庁舎を有効活用して、市民の健康づくりのための新たな拠点施設を整備する。新たな施設と既存施設が相互に連携しながら、子育て総合支援・障害者支援など、保健福祉の充実を図るとともに、市民交流・市民活動の拠点として活用し、少子高齢化に対応した保健福祉のまちづくりを推進する。
1154	11542010	本県の下北尻屋崎周辺海域では、国が定めた大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業と沿岸漁業の重なる区域が存在し、大臣が指定する区域で操業する沖合漁業者と知事が許可する沿岸漁業者との間で漁場や資源をめぐる、操業上のトラブルが生じている。このため、下北尻屋崎周辺海域に「沿岸・沖合水産資源管理区域」を設け、沖合漁業者に対する大臣の許可権限を知事に委譲させることにより、漁業調整を知事権限で一元化し、沖合・沿岸漁業の共存・共栄を図りながら、水産資源の保護や魚礁設置等基盤整備等を推進し、漁業経営の安定化による地域の活性化を図る。	下北尻屋崎周辺海域に「沿岸・沖合水産資源管理区域」を設け、沖合漁業者に対する大臣の許可権限を知事に委譲させることにより、漁業調整を知事権限で一元化し、沖合・沿岸漁業の共存・共栄を図りながら、水産資源の保護や魚礁設置等基盤整備等を推進し、漁業経営の安定化による地域の活性化を図る。	本県の下北尻屋崎周辺海域では、国が定めた大中型まき網漁業や沖合底びき網漁業などの沖合漁業と沿岸漁業の重なる区域が存在し、大臣が指定する区域で操業する沖合漁業者と知事が許可する沿岸漁業者との間で漁場や資源をめぐる、操業上のトラブルが生じているため、権限移譲が必要である。	青森県	青森県	下北沿岸・沖合水産資源管理区域の設定構想	下北尻屋崎周辺海域に「沿岸・沖合水産資源管理区域」を設け、沖合漁業者に対する大臣の許可権限を知事に移譲させることにより、漁業調整を知事権限で一元化し、沖合・沿岸漁業の共存・共栄を図りながら、水産資源の保護や魚礁設置等基盤整備等を推進し、漁業経営の安定化による地域の活性化を図る。

10 農林水産省(地域再生非予算)

構想(プロジェクト)管理番号	支援措置提案事項管理番号	支援措置に係る提案事項の内容	具体的事業の実施内容	(再) 提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1578	15782091	<p>(①部分) 既存の漁業と共存しながら、目的外の利用が可能な漁港において、漁協等の民間事業者が収益事業と漁港管理運営をセットで行うことを容認。</p>	<p>①補助金で取得した施設(用地)の目的外利用を可能とするため、財産処分制限の緩和および補助金返還の免除。 ②行政財産の民間への貸付け容認。 ③民間による漁港管理容認。(目的外利用の想定例:水産物加工販売、体験観光漁業、レストラン、マリレジャー、ショッピングモール、交通、物流、新エネルギーなど)</p>	<p>伊豆地域の漁港の多くが、観光ロードサイド型の多用途な可能性を秘めた貴重なオープンスペースであることに着目し、水産物の販売拡大による漁業の振興と、漁村地域の活性化および新規雇用の創出を図るため。また、この収益により民間事業者は当該漁港の管理運営を行うこととし、漁港運営の効率化と、地方公共団体の維持管理経費削減を併せて実現する。</p>	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、韭山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	<p>・伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度、JNTO調査)に過ぎないという現状である。 ・そこで、今回、伊豆地域の①「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」、と②魅力の創造を図り、「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。</p>